

合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領

秋田県木材産業協同組合連合会
平成18年7月19日制定
平成18年7月19日公表
平成21年8月10日改正

第一 目的

本要領は、秋田県木材産業協同組合連合会（以下「当団体」という。）が平成18年7月19日に制定し、公表した「違法伐採対策に係る秋田県木材産業協同組合連合会自主的行動規範」（以下「行動規範」という。）で規定する「合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領」（以下「実施要領」という。）の内容を定めるものである。

第二 この実施要領に基づく認定の対象

- 1 林野庁が平成18年2月15日に公表した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に示された「森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法」により、当団体の合法木材供給認定事業体（以下「認定事業体」という。）として、木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明を行おうとする事業者は、この実施要領に基づく認定を受けなければならない。
- 2 本実施要領に基づく認定は原則的に当団体の会員を対象とし、会員外の事業者の認定については必要に応じ別途定める。

第三 合法木材供給事業者認定申請

- 1 本実施要領に基づく認定を受けようとする事業者は、別記1で定める「合法木材供給事業者認定申請書」を当団体に提出しなければならない。
- 2 前項の認定に係る経費は、次のとおりとする。
 - ① 認定手数料
会員の場合 5千円
 - ② 維持費
会員の場合 無料
- 3 前項に規定する経費は、当団体の請求に基づき納付するものとする。

第四 審査及びその結果の通知

- 1 当団体は、本実施要領に基づく事業者の認定のため、審査委員会を設け、審査委員会において認定の可否を決定するものとする。
- 2 前項の審査委員会の委員は理事長が任命するものとする。
- 3 審査委員会は、提出された「合法木材供給事業者認定申請書」の内容について、本実施要領「第五 認定要件」及びガイドラインの趣旨に基づき厳正に書類審査を実施し、必要に応じ現地調査を行うものとする。
- 4 当団体は、審査結果を申請者に通知するものとする。

第五 合法木材供給事業者の認定要件

認定事業者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

(分別管理)

- ① 合法性又は合法性・持続可能性が証明された木材・木材製品（以下「合法木材」という。）とそれ以外の木材・木材製品（以下「非合法木材」という。）を分別して保管することが可能な場所を有していること。
- ② 入出荷、加工及び保管の各段階において、合法木材とそれ以外の木材が混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

(帳票管理)

- ③ 合法木材の入出荷、在庫に関する情報が、管理簿等により把握できること。
- ④ 関係書類（証明書を含む。）を5年間保管すること。

(責任者の選任)

- ⑤ この取組の責任者が1名以上選任されていること。

第六 合法木材供給事業者認定書の交付及び公表

- 1 当団体は、認定事業者に対し、別記2で定める「合法木材供給事業者認定書」を交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称、代表者名、所在地、団体認定番号、認定年月日を、当団体のホームページ等に公表するものとする。
- 2 合法木材供給事業者認定書の有効期間は、認定の日から3年とする。

第七 証明事項の記載

- 1 認定事業者は、合法木材の出荷に当たって、納品書等に団体認定番号及び合法木材であることを記載し、出荷先へ引き渡すものとする。
- 2 前項によらず別に証明書を作成する場合は、別記3で定める「木材・木材製品の合法性・持続可能性証明書」とする。

第八 取扱実績報告及び公表

- 1 認定事業者は、別記4で定める「合法性・持続可能性の証明された木材製品の取扱実績報告」により、合法木材の取扱等に係る前年度分を、毎年6月末までに連合会へ報告するものとする。
- 2 当団体は、認定事業者からの報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

第九 立ち入り検査

団体は、必要に応じて、認定事業者による合法木材の取扱いが適正であるか否かを検査することができるものとし、認定事業者は、当団体から検査を行う旨の通知を受けた場合は必要な情報を提供するなど、当団体に協力しなければならない。

第十 認定事業者の取り消し

- 1 当団体は、認定事業者が次の何れかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。また、その行為が悪質と考えられる場合は、事業者名等を当団体のホームページ等に公表するものとする。
 - ① 証明書の記載事項に虚偽があったとき。
 - ② 認定事業者から認定の取り消し申請があったとき。
 - ③ 認定事業者が認定事業者体の要件に適合しなくなったとき。
- 2 当団体は、認定を取り消したときは、別記5で定める「合法木材供給認定事業者の認定取消通知書」を当該認定事業者に送付するものとする。

第十一 合法木材供給事業者認定の継続

合法木材供給事業者認定の継続を希望する事業者は、有効期間の満了する1ヶ月前までに、別記1-2で定める「合法木材供給事業者認定申請書（継続）」を当団体に提出しなければならない。

附 則

この実施要領は、平成18年7月19日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成21年8月10日から施行する（注）。

（注） 第十一の追加

合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領

(県木連会員以外)

秋田県木材産業協同組合連合会

平成18年8月21日制定

平成18年8月21日公表

秋田県木材産業協同組合連合会（以下「当団体」という。）が制定した「合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領」（平成18年7月19日制定）（以下「実施要領」という。）第二の2に規定する会員外の事業者の認定に関しては、下記によるものとする。

記

1. 当団体制定の実施要領は、次に定める事項を除き、当団体会員外の事業者の認定に関して適用するものとする。
2. 実施要領第三の合法木材供給事業者認定申請を次のとおりとする。
 - 1 本実施要領に基づく認定を受けようとする事業者は、別記1で定める「合法木材供給事業者認定申請書」を当団体に提出しなければならない。
 - 2 前項の申請には、当団体の会員2名以上の推薦人を必要とする。
 - 3 合法木材認定に係る経費は次のとおりとする。
 - ① 認定手数料 5万円に現地調査に係る経費を加算した経費
 - ② 維持費 無料
 - 4 前項に規定する経費は、当団体の請求に基づき納付するものとする。